



I 総則

第1章	計画の方針.....	3
第2章	豊島区の概況.....	5
第3章	計画の前提条件.....	7
第4章	減災目標.....	11
第5章	行政機関及び区民、事業所の基本的責務.....	15
第6章	防災関係機関業務大綱.....	16

第 1 章 計 画 の 方 針

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、豊島区防災会議が作成する計画であって、区、東京都関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関（以下「防災関係機関」という）がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域にかかる災害に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び範囲

1. この計画は、区の地域にかかる防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関の処理すべき事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
2. この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務を有機的に結合した計画である。
3. この計画は、災害に対処するための基幹計画である。

第 3 節 計画の前提

この計画には、平成19年5月に東京都が公表した「東京都地域防災計画（平成19年修正）」と、平成18年5月に東京都が公表した「首都直下地震による被害想定」を前提とする。又、近年の社会経済情勢の変化、都の動向、区民や区議会の意見、並びに阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、千葉県北西部地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震等の過去の災害から得られた教訓等を反映するものとする。

近年に発生した災害	主な教訓（例）
阪神・淡路大震災（1995）	避難所における開設・運営ルールの特明確化、震災関連死の防止、在宅被災者への対応、地域の医療態勢の構築、住民による救出・救助態勢
新潟県中越地震（2004）	避難所外避難者への対応、車中泊者への対応（エコノミークラス症候群の防止）、災害時要援護者（※1）のケア態勢
千葉県北西部地震（2005）	主要駅での滞留者への対応、エレベーター閉じ込めへの対応
能登半島地震（2007） 新潟県中越沖地震（2007）	ペットの避難への対応、入浴対策、ボランティアの受入態勢

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。

従って各防災関係機関は、関係のある事項について検討し、修正がある場合には、計画修正原案を豊島区防災会議（事務局：総務部防災課）に提出するものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、区の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

従って、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

各防災関係機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 豊島区の概況

第1節 位置・地勢

第1. 位置

豊島区は、都心の西北部に位置し、区の中央部は北緯35度44分、東経139度43分に位置している。文京区、新宿区、中野区、練馬区、又、北は北区と板橋区に隣接している。

第2. 地勢等

豊島区は、東西に6.72km、南北に3.66kmと、東西に長く、13.01km²の面積を有する。ところにより多少の起伏はあるが、概ね平坦な台地状をなしている。

又、区内の気候は、温暖で、区部の平均気温と同程度である。

第2節 人口

第1. 人口

世帯数	人口			人口密度 (1km ² 当り)	1世帯 当り人員
	男	女	計		
142,925世帯	125,310人	125,275人	250,585人	19,260人	1.75人

(注) データは、平成17年国勢調査による。

第2. 昼夜間人口(平成17年国勢調査)

夜間人口	昼間人口	夜間人口と昼間人口の差	流入人口	流出人口
233,141人	378,475人	145,334人	224,517人	79,183人

(注) データは、平成17年国勢調査による。年齢不詳の者を含まない。

【参照：地域別の世帯及び人口(資料編p.3)、町会別の世帯及び人口(資料編p.7)】

第3節 生活環境

土地利用 (平成18年度 土地利用 現況調査)	非宅地面積	412.75 ha	
	公園、墓地、運動場等	47.00 ha	
	屋外利用地、未利用地等	72.62 ha	
	道路、鉄道、河川	293.13 ha	
	宅地面積	885.70 ha (100%)	
	公共系施設	133.97 ha (15.1%)	
	事務所	60.51 ha (6.8%)	
	専用商業施設	24.68 ha (2.8%)	
	宿泊・遊興・スポーツ・興業施設	16.99 ha (1.9%)	
住商併用施設	73.22 ha (8.3%)		
	独立住宅	276.49 ha (31.2%)	
	集合住宅	270.11 ha (30.5%)	
	工業系施設	29.73 ha (3.4%)	
道路 (17.4.1)	総延長	304,377 m	総面積 2,207,323 m ²
	国道	4,837 m	156,898 m ²
	都道	15,797 m	429,441 m ²
	区道	283,948 m	1,624,874 m ²
公園 (19.4.1)	総面積	161か所	181,543 m ²
	公園(目白の森・池袋の森・目白庭園を含む)	62か所	138,023 m ²
	児童遊園(仮児童遊園を含む)	99か所	43,520 m ²
上下水道	上水道普及率	100 %	
	下水道普及率	100 %	

【参照：産業大分類別事業所数及び従業者数(資料編p.11)】

第3章 計画の前提条件

第1節 基本的な考え方

東京都防災会議が、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」に示された前提条件及び豊島区に係る被害想定を、計画の前提条件とする。

第2節 首都直下地震による東京の被害想定

第1. 前提条件

1. 想定地震

項目	内容	
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)
震源	東京湾北部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード(以下、「M」と表記する)6.9及び7.3	
震源の深さ	約30~50km	

2. 気象条件等

季節・時刻・風速	内容
冬の夕方18時 風速 3m/秒 6m/秒 15m/秒	(1) 住宅、飲食店等で火気器具利用が多い時間帯であり、これらを原因とする出火数が最も多い。 (2) オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では帰宅、飲食のため多数の人が滞留し、ビル倒壊や落下物等により被災する(昼間人口の死傷者数が最大)。 (3) 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が拡大する。
冬の朝5時 風速 6m/秒	(1) 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯で、多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する(夜間人口の死傷者数が最大)。 (2) オフィスや繁華街の屋外滞留者や鉄道、道路利用者は少なく、帰宅困難者(※17)の発生はほとんどない。

第2. 豊島区に係る被害想定

前述の「第1. 前提条件」のうち、特に大きな被害が想定されている東京湾北部を震源とする地震の場合を想定する。

1. 想定された主な被害の概要

豊 島 区				
条 件	規模		東京湾北部地震 M6.9	東京湾北部地震 M7.3
	時期及び時刻		冬の夕方18時	
	風速		15m/秒	
物的 被 害	建 物 全 壊 数 原 因 別	ゆれ (棟)	504棟	2,514棟
		液状化 (棟)	4棟	4棟
		急傾斜地崩壊 (棟)	18棟	22棟
		計	526棟	2,540棟
	火 災	出火件数 (件)	16件	29件
		焼失面積 (km ²)	0.60 km ²	1.19 km ²
		消失棟数(倒壊建物を含まない) (棟)	2,659棟	4,642棟
	ラ イ フ ラ イ ン	電力(停電率)	4.6%	13.1%
		通信(不通率)	3.2%	4.9%
		ガス(供給停止率)	0.0%	0.0%
		上水道(断水率)	18.7%	31.4%
		下水道(下水道管きょ被害率)	20.1%	20.1%
	エレベーター閉じ込め台数 (台)		263台	286台
	震災廃棄物 (万t)		43万t	98万t
	人 的 被 害	死者 (人) (うち災害時要援護者死者数 (人))		30人 (4人)
負傷者 (人) (うち重傷者 (人))		1,787人 (178人)	4,602人 (579人)	
避難者数(ピーク: 1日後) (人)		48,835人	86,877人	
(うち避難所生活者数(ピーク: 1日後) (人))		(31,743人)	(56,470人)	
外出者数 (人) (うち帰宅困難者数 (人))		359,406人 (158,662人)	359,406人 (158,662人)	
自力脱出困難者(※2) (人)		90人	441人	

2. 前提とする震災のシナリオ

被害想定を受けて、本計画で前提とするシナリオを作成した。

東京湾北部地震：M6.9、18時、風速15m/sを想定

発災	1時間	3時間（概況把握）	12時間（概況把握）	1日	3日	1週間
<ul style="list-style-type: none"> ○建物や塀が倒壊 ○落下物の発生 ○エレベータの停止 →263台 ○火災の発生 →同時多発出火16件 ○死傷者の発生 30人 ○生き埋め者、閉じ込め者の発生 （屋内）家具などの散乱による 負傷者397人 （屋外）建物の倒壊や落下物等による 負傷者1,390人 ○倒壊や入口部分が被災したマンションや アパートなどで閉じ込め者が発生 ○医療施設の被害発生 ○入院患者の搬送先 搬送手段確保の難航 ○福祉施設の被害発生 ○避難者の発生 ○地域集合場所等に被災者が 集まる →安否や地域の状況を確認 しあう ○交通事故や渋滞の発生 ○交通機関が全面停止、駅とその周辺で 混乱が発生 ○交通機関利用者や商業施設の買い物客 などが施設の外に出てくる ○歩行者、買い物客等に負傷者が続出 ○ライフラインがストップ ○電話の通話規制がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が拡大延焼 ○消火、救出救助活動にあたる ○医療施設、医療救護所に 負傷者が殺到 →外科病院などに患者が集中 →医師、看護師等、医薬品 （常備薬）等の不足 ○救出された負傷者の搬送先 搬送手段確保の難航 ○医療関係の問い合わせ が殺到 ○近隣住民や地域防災組織 による要援護者の安否確認 ○要援護者の救援センターへの 誘導搬送の開始 ○駅周辺で多数の滞留者が発生 →駅につめかける人 駅から出てくる人で混乱 359,406人 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療関係者の指揮命令 系統の混乱 ○広域搬送の必要性 ○救援センターに被災者が つめかける ○救援センターの 開設が混乱する ○家に留まる被災者 もいる ○救援センターがわからず 右往左往している人がいる ○家が近い滞留者が移動を 開始 ○帰宅困難者の発生 158,662人 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部からの応援 活動本格化 ○医師・看護師等 の疲労 ○救援センターの 医療・衛生環境 の深刻化 ○緊急輸送道路に 交通渋滞が発生 ○家が近い滞留者が移動を 開始 ○水、食糧の不足 ○トイレの不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症発生の懸念 ○避難者数がピークを迎える（31,743人） →救援センターでの集団生活に混乱 →要援護者への対応が混乱 ○被災した建物に留まっている人がいる →救援センターに行きたくても行けない 要援護者などの支援 →在宅被災者が支援を受けに救援センター にやってくる ○救援センターに入れなかった人々が 屋外でテント生活などを開始 ○交通機関の一部が再開する ○家が遠い滞留者も移動を開始 ○ライフラインの一部が復旧する ○区内の備蓄物資がなくなる ○瓦礫、生ごみ等の大量発生 ○ボランティアがやってくる 	<ul style="list-style-type: none"> ○疎開など人の移動の増加 ○おおむね延焼火災終息 ○症状の移行 →患者の症状が、内科・小児科 ・精神科系等へ移行 ○身元確認の難航 ○避難者が徐々に減少、 閉鎖する救援センター も見られる ○救援センターの運営が 本格化 ○救援センターの生活が 長期化 ○道路、交通機関の復旧開始 ○他の地方からの救援物資が 到着し始める ○区内物資集積拠点での仕分け 作業が大変 	

第3節 地域危険度

地域危険度とは、ある地域が地震に対して持っている各種の危険性の度合いを測定し、相対比較したものである。

東京都では、東京都震災対策条例第12条に基づき、概ね5年ごとに地域危険度を測定している。

平成20年2月に東京都が発表した「第6回地震に関する地域危険度測定調査結果」の概要は次のとおりである。

第1. 調査の目的

1. 地震に強い都市づくりの指標とする。
2. 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
3. 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

第2. 調査項目

特定の地震を想定せず、その地域の地震に対する危険度の度合を地域間で相対的に比較して、1～5の5段階で評価している。危険度には、建物倒壊危険度、火災危険度、また二つの危険度を合算した総合危険度がある。

第3. 調査結果

ランク		←危険度・低い					危険度・高い→	
		1	2	3	4	5	平均危険度	
建物倒壊危険度	町丁目数	10	49	15	9	0	2.28	
	構成比	12.1%	59.0%	18.1%	10.8%	0.0%		
火災危険度	町丁目数	6	14	40	17	6	3.04	
	構成比	7.2%	16.9%	48.2%	20.5%	7.2%		
総合危険度	町丁目数	7	21	42	9	4	2.78	
	構成比	8.4%	25.3%	50.6%	10.9%	4.8%		

(第6回東京都地域危険度測定調査 平成20年2月 公表)

【参照：豊島区における地域危険度一覧(資料編p.12)】

第4節 風水害の被害

豊島区における水害は、神田川流域の高田地区を中心に河川の氾濫によるものであったが、昭和57年3月、神田川流域の改修工事(50mm対策)の当区部分がほぼ完了したことに伴い、その後、河川の氾濫による被害は発生していない。

しかしながら、一方では、短時間で雨水の大部分が下水道へ流れ込み、都市型水害が発生している。そこで、ポンプ所や幹線管きよ等、基幹施設の雨水排水能力の増強を図り、浸水被害の軽減を図っている。

【参照：近年の水害による被害状況(資料編p.149)】

第4章 減災目標

豊島区は、平成19年5月に発表された東京都地域防災計画や豊島区の事業整備等による減災効果を踏まえ、以下の減災目標を設定する。

この減災目標は、概ね10年間に達成する。

目標1 死者の半減

目標1-1 住宅の倒壊による死者の半減

東京湾北部地震M7.3、朝5時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死者を半減する（被害想定70人⇒35人）。

《目標を達成するための主な対策》

1. 建物の耐震化

(1) 対策の方向

- ア. 住宅の耐震化率を約90%にする。
- イ. 緊急輸送道路(※5)沿いの建築物の耐震化を推進する。
(道路を閉塞するおそれのある建築物を対象とする。)

(2) 主な対策

- ア. 木造密集市街地(※3)等の整備
- イ. 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化推進
- ウ. リフォームに合わせた耐震改修の誘導

2. 家具類の転倒防止対策の推進

(1) 対策の方向

家具類の転倒等防止対策を推進する。

(2) 主な対策

- ア. 高齢者、障害者世帯への転倒防止器具取り付け事業の促進
- イ. 自衛消防訓練や立入検査実施時における指導の強化
- ウ. オフィス家具や家電製品等の関係団体と連携した転倒防止対策の推進
- エ. 地域防災組織リーダーに対する転倒防止器具取付研修の実施

3. 安価でできる工法・装置の普及推進

(1) 対策の方向

耐震改修が困難な住宅の地震に対する安全性を向上する。

(2) 主な対策

東京都の勧める木造住宅の安価で信頼できる耐震改修・装置に関し、東京都と連携強化、普及の推進

4. 救出・救護体制の強化

<地域防災力の向上>

(1) 対策の方向

地域防災組織における防災リーダーの育成や訓練を実施し、自助・共助による地域の防災力を高める。

- (2) 主な対策
 - ア. 防災訓練や救命講習等による区民の救出・救護能力の向上
 - イ. 地域と事業所の連携強化
 - ウ. 緊急地震速報(※6)の活用

＜救助・救急体制の整備＞

- (1) 対策の方向
 - 地域防災組織の資器材を整備する。
- (2) 主な対策
 - 地域防災組織の資器材の整備

目標1 死者の半減

目標1-2 火災による死者の減

東京湾北部地震M7.3、夕方6時、風速15m/sのケースで、火災による死者を半減する（被害想定7人⇒3～4人以下）。

《目標を達成するための主な対策》

1. 木造住宅密集地域の不燃化
 - ＜住宅・建築物の不燃化＞
 - (1) 対策の方向
 - 住宅・建築物の不燃化を進め、特に、木造密集地域については、不燃領域率を60%にする。
 - (2) 主な対策
 - 防災都市づくりの推進
2. 緑の防災ネットワークの形成
 - (1) 対策の方向
 - 延焼遮断帯(※4)となる都市計画道路や防災拠点となる公園を整備し、街路樹や生垣等による緑の防災ネットワークを形成する。
 - (2) 主な対策
 - ア. 道路・街路樹の整備
 - イ. 公園の整備
 - ウ. 水路（河川・運河）の整備
 - エ. 未利用地等の活用
3. 消防力の充実・強化
 - (1) 対策の方向
 - ア. 消防団定員の充足、活動の強化を図る。
 - イ. 消防水利不足地域の解消を目指す。
 - (2) 主な対策
 - ア. 多様な方法による消防団への入団促進及び装備の充実
 - イ. 防火水槽の整備及び事業者等と連携した消防水利の確保

4. 都民や事業所の火災対応力の強化

＜出火防止対策の推進＞

(1) 対策の方向

建物倒壊による出火や電気器具等からの出火を防止する。

(2) 主な対策

ア. 建物の耐震化（再掲）

イ. 家具類の転倒等防止対策の推進（再掲）

ウ. 火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防災対策の推進

エ. 緊急地震速報の活用（再掲）

＜初期消火力の強化＞

(1) 対策の方向

ア. 地域防災組織と事業所自衛消防隊との連携を図り、地域の初期消火力を強化する。

イ. 住宅用火災警報器を、すべての住宅に設置するよう努力する。

(2) 主な対策

ア. 事業所と町会との応援協定の締結促進

イ. 地域における防災訓練の強化

ウ. 住宅用火災警報器の設置推進

5. 救出・救護体制の強化

目標 1－1 4 の再掲

目標 2 避難者の減**目標2-1 住宅の倒壊や火災による避難者の減**

東京湾北部地震M7.3、夕方6時、風速15m/sのケースで、住宅倒壊や火災による避難者を3割減らす（被害想定約6万3千人⇒約4万4千人以下）。

《目標を達成するための主な対策》

1. 建物の耐震化（再掲）
2. 木造住宅密集地域の不燃化（再掲）
3. 消防力の充実・強化（再掲）
4. 区民や事業所の火災対応力の強化（再掲）

目標 2 避難者の減**目標2-2 ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅**

東京湾北部地震M7.3、夕方6時、風速15m/sのケースで、ライフライン被害等による避難者約2万4千人を7日以内に帰宅できるようにする。

《目標を達成するための主な対策》

(1) 対策の方向

ア. 被災住宅に対する応急危険度判定(※19)を7日で完了する。

イ. ライフラインの早期復旧を図る。電力については7日で応急復旧する。

ウ. マンションのエレベーターを7日で復旧する。

(2) 主な対策

ア. 応急危険度判定員の確保・研修の充実

イ. エレベーターの復旧「1ビル1台」ルールの徹底

目標3 外出者の早期帰宅

外出者を4日以内に帰宅

東京湾北部地震M7.3、夕方6時のケースで、約36万人の外出者全員が4日以内に帰宅できるようにする。

《目標を達成するための主な対策》

1. 帰宅支援の強化

(1) 対策の方向

徒歩帰宅可能者約20万人（自宅までの距離10km未満）が、安全に帰宅できるようにする。

(2) 主な対策

ア. ターミナル駅の混乱防止対策の推進

イ. 災害情報提供システムの整備

ウ. 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化の推進（再掲）

2. 交通機関による帰宅の推進

(1) 対策の方向

交通機関を活用し、徒歩帰宅困難者を4日以内に帰宅できるようにする。

(2) 主な対策

バスによる輸送の実施

第5章 行政機関及び区民、事業所の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、区民はこの観点に立って日ごろから自主的に地震災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

又、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災により帰宅困難が予測される従業員等の保護のために非常食料等の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策の推進を図るものとする。

区民及び事業所が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりである。

主 体	基 本 的 責 務
豊 島 区	(1) 災害対策のあらゆる施策を通じて、防災関係機関等と連携を図り、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 (2) 震災対策事業の推進に努めなければならない。 (3) 震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
区 民	(1) 震災による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 (2) 震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、区、事業者、ボランティア及びその他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 (3) 区が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。
事 業 者	(1) 区その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災による被害の防止並びに震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 (2) 事業活動に関して震災による被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以下、「周辺住民」という)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 (3) 管理する事業所の周辺地域における震災による被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力を努めなければならない。 (4) 事業活動に関して震災による被害を防止するため、都及び区が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

第6章 防災関係機関業務大綱

第1.区【災害対策本部】

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通事項	(1) 部内の連絡調整に関する事。 (2) 所管施設の保全・復旧及び所管業務の遂行に関する事。 (3) 所管業務に関連した災害対策に関する事。
指令情報部	(1) 都及び関係防災機関との連絡調整に関する事。 (2) 本部通信情報の総括に関する事。
災対総務部	(1) 本部長室の庶務及び他部との連絡調整に関する事。 (2) 義援金品の受領及び配分計画に関する事。 (3) 本部職員の動員、服務、給与、給食、医療、被服及び派遣に関する事。 (4) 災害対策に必要な物資及び車両・舟艇等の調達並びに労力の供給並びに工事請負契約に関する事。 (5) 救助物資及び応急資器材の輸送に関する事。 (6) 応急給水活動に関する事。 (7) 労務者の調達及び供給に関する事。 (8) 庁舎・学校等区有施設の応急整備及び営繕に関する事。 (9) 他の部に属さない事。
企画広報部	(1) 災害応急復旧の調整に関する事。 (2) 被害状況、応急措置状況等の集約、資料作成並びに報告に関する事。 (3) 情報管理システムの保全及び復旧に関する事。 (4) 災害対策予算に関する事。 (5) 災害に関する広報及び区民相談に関する事。 (6) 報道機関との連絡に関する事。
地域防災部	(1) 地域本部の管理運営に関する事。 (2) 救援センター(※9)、福祉救援センター(※10, 11)等の設営及び管理運営に関する事。 (3) 被害状況の調査及び報告に関する事。 (4) 救助物資及び応急食料の集積管理に関する事。 (5) 避難者及び被災者の収容及び保護に関する事。 (6) 避難者及び被災者への情報の伝達に関する事。 (7) 避難者及び被災者の避難誘導及び輸送に関する事。 (8) 避難者及び被災者の給水、給食並びに救助物資の配給に関する事。 (9) ボランティアに関する事。
災対清掃環境部	(1) 災害時排出されるごみに関する事。 (2) 災害時排出されるごみ等の迅速処理に関する事。 (3) 清掃車両の管理運行に関する事。 (4) し尿処理に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
災対衛生部	(1) 医療機関、防疫機関、医療救護所、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道接骨師会等との連絡調整に関する事。 (2) トリアージセンター(※14, 15)及び医療救護所の開設及び運営に関する事。 (3) 医療救護及び保健衛生に関する事。 (4) 被災地の食品衛生の監視及び指導に関する事。 (5) 防疫活動の指導及び実施に関する事。 (6) 医薬品及び医療資器材の確保、調達、補給及び搬送に関する事。 (7) 前各号に掲げるもののほか、被災地の保健衛生に関する事。
災対土木部	(1) 緊急障害物除去道路の確保に関する事。 (2) 河川、道路、橋梁等の点検、整備、保全及び復旧に関する事。 (3) 公共土木施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 (4) 障害物、土砂等の除去に関する事。 (5) 倒壊家屋の解体に関する事。 (6) がれき集積場所の確保に関する事。 (7) 遺体の搬送及び収容に関する事。 (8) 水防活動に関する事。
災対都市整備部	(1) 都市復興計画に関する事。 (2) 応急仮設住宅の設営及び管理に関する事。 (3) 区営住宅(区管理住宅)等の管理に関する事。 (4) 被災建築物(住宅中心)応急危険度判定及び応急修理対策に関する事。
教育部	(1) 児童及び生徒の避難、収容及び保護に関する事。 (2) 児童及び生徒の応急教育に関する事。 (3) 被災児童及び生徒の学用品等の供給に関する事。 (4) 被災児童生徒等の心理的ケアに関する事。 (5) 救援センター、補助救援センター(※12)等の設営及び管理に対する協力に関する事。
出納部	現金及び物品の出納及び保管に関する事。

第2. 東京都関係機関

機 関	事務又は業務の大綱
建設局 (第四建設事務所) (東部公園緑地事務所)	(1) 河川、道路、橋梁の保全及び復旧に関する事。 (2) 水防に関する事。 (3) 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 (4) 公園の保全及び震災時の利用に関する事。
交通局 (巣鴨駅務管理所) (巣鴨自動車営業所) (荒川電車営業所)	(1) 都営交通施設の保全に関する事。 (2) 電車、バス等による輸送協力に関する事。
水道局 (中央支所) (豊島営業所)	(1) 水道施設の保全に関する事。 (2) 応急給水に関する事。
下水道局 北部第一下水道事務所	下水道施設の保全に関する事。
警視庁 (第五方面本部) (池袋警察署) (巣鴨警察署) (目白警察署)	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 (2) 被災者の救出及び避難・誘導に関する事。 (3) 行方不明者の調査に関する事。 (4) 死体の見分(検視)に関する事。 (5) 交通規制に関する事。 (6) 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	(1) 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 (2) 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 (3) 人命の救助及び救急に関する事。 (4) 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 (5) 住民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 (6) 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。

第3. 自衛隊

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第1師団第1普通科連隊)	(1) 豊島区地域防災計画に基づく防災に関する訓練の実施。 (2) 災害派遣の実施。 ア. 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧に関する事。 イ. 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関する事。

第4. 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
郵便事業株式会社 (豊島郵便局)	(1) 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業の業務運行の確保に関する こと。 (2) 災害時における郵政事業災害特別事務取り扱いに関すること。 ア. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付。 イ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除。 ウ. 被災地あて救助用郵便物の料金免除。 エ. 被災者救援のための寄付金送付用郵便為替の料金免除。 オ. 為替貯金業務の非常取り扱い。 カ. 簡易保険業務の非常取り扱い。
東日本旅客鉄道株式会社 (池袋、大塚、巣鴨 駒込、目白、各駅)	(1) 鉄道施設等の工事計画及び保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者輸送の協力 に関すること。
東日本電信電話株式会社 (東京支店)	(1) 電信電話施設の建設及び保全に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) その他の災害対策に関すること。
日本赤十字社 (東京都支部豊島区地区)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関 すること。 (2) 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。
首都高速道路株式会社	(1) 首都高速道路の保全に関すること。 (2) 首都高速道路の災害復旧に関すること。
東京電力株式会社 (大塚支社)	(1) 電力施設等の建設及び安全保全に関すること。 (2) 電力需給に関すること。
東京ガス株式会社 (北部支店) (北部導管初ワークセンター)	(1) ガス供給施設(製造施設等を含む)の建設及び安全確保に関する こと。 (2) ガスの供給に関すること。

第5. 指定地方公共機関等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東武鉄道株式会社 (東上業務部・各駅) 西武鉄道株式会社 (各駅) 東京地下鉄株式会社 (各駅)	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。 (2) 災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者輸送の協力 に関すること。

第6. 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
豊島区医師会 豊島区歯科医師会 豊島区薬剤師会	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 防疫の協力に関すること。 (3) 衛生材料の確保に関すること。 (4) 遺体の検視・検案の協力に関すること。(医師会・歯科医師会)
豊島ケーブルネットワーク株式会社	(1) 災害の予防・事前対策に関すること。 (2) 災害発生可能性の広報に関すること。 (3) 災害時の広報に関すること。 (4) 災害復旧状況に関する広報。